平成２８年（フ）第４０５３号
大阪府高槻市浦堂３丁目14番２号
破産者　本條　好弘
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５７号
大阪市港区田中２丁目14番27号　パークサイドハイツ102号
破産者　三浦栄二事務所こと　三浦　栄二
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９４号
大阪市城東区永田３丁目１番４－103号
破産者　青砥　久人
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０６号
大阪市住之江区浜口西２丁目３番９号　ルネ浜口　207
破産者　國嶋　史明
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２９号
大阪市西成区出城２丁目３番１－401号
破産者　あいわ介護タクシーことアイワ運転代行こと　西田　祐之
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０６５号
大阪市西区西本町１丁目11番11－1003号
破産者　平山　民子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８号
大阪府羽曳野市野々上４丁目６番16－302号
破産者　原野　幸宏
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１５号
堺市堺区七道東町132番地22　七道並松東住宅１棟101号
破産者　佐野塗装こと　佐野　勝彦
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６４号
大阪府羽曳野市野々上３丁目１番11－５号、前住所大阪府羽曳野市はびきの５丁目21番５号
破産者　田名部なほみ(旧姓足立・近藤・根本)
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
岡山県津山市院庄262番地　院庄住宅８号、前住所岡山県津山市平福523番地１
破産者　甲斐　紀子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６２７号
広島市中区十日市町２丁目１番25－1019号
破産者　向井脩一こと　向井　　修
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２号
山口県萩市大字東田町41番地５、住民票上の住所山口県萩市大字東田町34番地
破産者　桶谷　りよ
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第９０号
福岡県飯塚市菰田西３丁目16番２号　ライフステージ菰田201号　（前住所　福岡県飯塚市相田181番地５）
破産者　山下　　隆
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１０３号
北海道小樽市住ノ江２丁目４番９号、前住所北海道小樽市若松１丁目５番205号　エスセーナ南小樽
破産者　山本　伸明
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２４５３号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目21番14号　メゾンパーク102号
破産者　森　　幹雄
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６３号
横浜市緑区いぶき野48番地９　スカイピア203号
破産者　田澤　義武
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３２号
横浜市青葉区新石川２丁目13番地19　松本ビル106号
破産者　市川　幸治
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２号
新潟市中央区女池西１丁目４番17号
破産者　古川原　礼
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部